



はじめての農業委員会



まずは知ってもらうこと! 農業委員会業務の手引

～委員初研修会編 事務局版～



「農地な Bee くん」

編 著 永武 幸子

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

I はじめに

研修会での説明…相手に分かりやすく伝えることって本当に難しいものですよ。経験を積まれた委員さんならなんなく分かり得ることも、新任の委員さんにとっては言葉の定義（意味）さえもよく分からないということもあるはずです。むしろ分かる人の方が特別なのではないのでしょうか。

このことは、はじめて農業委員会に配属になった時のあなたが経験したことを振り返っていただければ、想像できると思います。

研修会では、専門的なことをひとつでも多く伝えたいところですが、自身に置き換えていただければ分かるように、それではかえって混乱を招くことになりかねません。そうかといって、これがベストだと言えるものを提供できれば良いのですが、実際、私も全く自信がありません。これまで経験した2回の改選や講演等で説明した時に委員の皆さまから「良く分かった」と言っていたところ、また、どうしてもこれだけは理解いただかないと総会審議に支障が生じるという部分を中心に資料形式でご紹介していきたいと思います。

改選後の委員さんを対象にした初めての委員研修会に向けて、一緒に確認していきましょう。

なお、初総会で配布するもの（はじめての農業委員会7を参照）や総会審議の進め方等によって、それぞれの委員会で説明すべき内容も変わってきます。

委員負担の軽減にも配慮しつつ、研修内容を計画してください。共通する農地制度の概要や農業委員会業務についての説明は、事務局職員負担軽減の観点からも農業会議等の関係機関を頼るのも1つの方法であり、お勧めします。

委員初研修会編のもくじ

- ✿ 研修計画を立てよう …… 3頁
- ✿ 参考例：研修資料の内容を確認しよう …… 4頁
- ✿ あとがき …… 24頁

「本冊子は事務局ですぐに使ってもらえるよう説明文形式で作ってみたんだ。

黒字はそのまま！ 青字は参考に補足分を加えて研修してね！」



2 研修計画を立てよう

統一改選に該当する委員会は、特に早期からの調整が必要です。というのも、「農業委員会とは…」という関係法令を交えた基礎的な部分については、都道府県の農業会議などに依頼を行う場合が多いのではないのでしょうか。

後になって、新任委員さん方にお聞きしたら、初めてのこの研修会が一番負担に感じられたそうです。まず、専門用語が多すぎて、「何のことかな？」と知っているうちに次の内容に進んでおり「全く理解できなかった、ついていけなかった」とのこと。加えて、「次回の総会から審議することが非常に不安だった」そうです。一方で「事務局が具体的に何をするのか、どう動くのかをゆっくり丁寧に話してくれたことで少し安心できた」という意見もあり、話す速さと内容については配慮が必要だということを経験時代に痛感しました。

しかしながら、法令等の基本事項を説明をしない訳にはいきません。当然、一度の研修会で全てをお伝えすることはできませんが、説明したから終了したよというのではなく、任期中の様々な機会をとらまえて伝えていく姿勢が大切だと思います。研修の機会を設けたり、審議の中でこれだと思うことを簡単な資料を作って配布したり…事務局としてできることを積み重ね、委員知識と意識の向上をはかっていきましょう。資料を作成することは、事務局の知識向上にもつながりますよ。

一般的な研修会開催までの準備についてまとめてみました。

1) 研修の内容と説明者を決める

委員会ごとに進め方（総会や部会等）が異なります。審議にかかる審査要領等に伴う流れや実際の業務などの説明は、必ず事務局で行う必要があります。

研修で使用する資料などは、あらかじめ事務局内で相談しておくとなおよいでしょう。

2) 依頼する場合は、希望日時に対応可能かを調整後、内容（何を重点に説明してもらうか）や時間配分を共有したうえで依頼文を作成し送付する

3) 次第を作成する

4) 必要資料をそろえる（委員部数＋事務局分＋予備部数）



統一改選にあたっている委員会は、どこも日程が重なり、講師依頼の調整に苦労したという話をよく聞きました。私自身は、委員会の改選日が統一改選と異なっていたため、幸いにもそういった経験はありませんでしたが、依頼先の予定が合わない予定日に開催できない、もしくは事務局の職員が全てを担うことになります。

今回も多くの委員会から、説明するのに参考になるものが欲しいという相談を受けました。はじめての農業委員会4は、委員会業務にも審議にも必要な内容を掲載しています。次のコンテンツで、はじめての農業委員会4を基に作成した資料を参考例として紹介していきたいと思います。

3 参考例：研修資料の内容を確認しよう

農業委員会の基礎知識



1 農業委員会組織

テキストは、3頁

農業委員会法に基づいて設置されている3段階の組織

① 農業委員会 ② 都道府県農業会議 ③ 全国農業会議所

2 農業委員会の設置基準

テキストは、3頁・4頁

農業委員会法第3条

農地が全くないなどの例外を除き、原則として市町村に1つ設置（必置）
市町村面積又は農地面積により2つ以上の委員会を置くこともできる

資料に示す「テキスト」とは、「はじめての農業委員会4」です。本冊子（8A）と一緒に開いて確認してください。

まずは、「農業委員会とは何か」という入り口の部分について説明が必要です。

はじめに、農業委員会の基礎知識ということで農業委員会組織について概要を説明します。農業委員会は、農業委員会等に関する法律（以下「農業委員会法」）で位置づけられた法律に基づく業務を担っています。この業務の詳細につきましては、後程お話いたしますが、私たち農業委員会が属します農業委員会組織とは、この農業委員会法に基づいて設置されている3つの組織の総称で、市町村に置かれている農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所を指しております。

皆さんが属する農業委員会は、農業委員会法に基づき、「農地等の利用の最適化の推進」を中心に農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件の意見具申、遊休農地の調査・指導などの農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されています。

この農業委員会には設置基準があり、農地が全くない、もしくは農地面積が著しく小さい…北海道で800ha それ以外は200ha 以下ということになっていますが、それ以外は原則として市町村に1つ設置しなければならないことが農業委員会法第3条に定められております。